3・4　（略）	3・4　（略）
（特定事項の表示基準）	（特定事項の表示基準）
第4条　事業者は、食用塩の取引に関し、次の各号に掲げる事項を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。	**第4条**　事業者は、食用塩の取引に関し、次の各号に掲げる事項を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。
⑴　特定の地域名又は地域的特徴を意味する事項を表示する場合 特定の地域名又は地域的特徴を意味する事項は、次のいずれかの条件を満たす場合に表示することができる。	⑴　特定の地域名又は地域的特徴を意味する事項を表示する場合 特定の地域名又は地域的特徴を意味する事項は、次のいずれかの条件を満たす場合に表示することができる。
ア　（略）	ア　（略）
イ　塩化ナトリウムを含む原材料の原産地名と表示しようとする特定の地域名等とが異なる場合であって、当該特定の地域名等と同一視野内に当該原産地名を消費者に分かるように明瞭に表示する場合	イ　塩化ナトリウムを含む原材料の原産地名と表示しようとする特定の地域名等とが異なる場合であって、当該特定の地域名等と同一視野内に当該原産地名を消費者に分かるように明りょうに表示する場合
⑵・⑶　（略）	⑵・⑶　（略）
⑷　「岩塩」である旨を表示する場合 「岩塩」である旨を表示する場合には、同一視野に入る場所に、「天然の岩塩鉱から採掘された塩」（採掘法によるもの）である旨又は「岩塩鉱の塩を一旦溶かした塩水から製造した塩」（溶解法によるもの）である旨を明瞭に表示しなければならない。	
2　（略）	2　（略）
（特定用語の使用基準）	（特定用語の使用基準）
第5条　事業者は、食用塩の取引に関し、次の各号に掲げる用語を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。	**第5条**　事業者は、食用塩の取引に関し、次の各号に掲げる用語を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。
⑴　「海塩」 「海塩」の用語は、海水を原料として製造された食用塩に限り表示することができる。	
⑵　「岩塩」 「岩塩」の用語は、天然の岩塩鉱から採掘された食用塩及び岩塩鉱の塩を一旦溶かした塩水又は地下塩水から製造した食用塩に限り表示することができる。	
⑶　「湖塩」 「湖塩」の用語は、塩湖から採取又は採掘された食用塩に限り表示することができる。	
⑷　「天日塩」 「天日塩」の用語は、塩田、流下盤、枝条架、ネット等を用いて、主に太陽熱又は風力によって水分を蒸発させる方法により結晶化した食用塩に限り表示することができる。	⑴　「天日塩」 「天日塩」の用語は、塩田、流下盤、枝条架、ネット等を用いて、主に太陽熱又は風力によって水分を蒸発させる方法により結晶化した食用塩に限り表示することができる。
⑸　「焼き塩」 「焼き塩」の用語は、結晶化した塩を高温になるまで加熱することによって、塩の成分の一部又は全部を変化させた食用塩に限り表示することができる。	⑵　「焼き塩」 「焼き塩」の用語は、結晶化した塩を高温になるまで加熱することによって、塩の成分の一部又は全部を変化させた食用塩に限り表示することができる。
⑹　「藻塩」 「藻塩」の用語は、海水の中に海藻を浸漬して製塩した食用塩又は海藻抽出物、海藻灰抽出物若しくは海藻浸漬により製造された粗製海水塩化マグネシウムを添加した食用塩に限り表示することができる。	⑶　「藻塩」 「藻塩」の用語は、海水の中に海藻を浸漬して製塩した食用塩又は海藻抽出物、海藻灰抽出物若しくは海藻浸漬により製造された粗製海水塩化マグネシウムを添加した食用塩に限り表示することができる。
⑺　「フレーク塩」 「フレーク塩」の用語は、鱗片状結晶が大部分を占める食用塩に限り表示することができる。	⑷　「フレーク塩」 「フレーク塩」の用語は、鱗片状結晶が大部分を占める食用塩に限り表示することができる。
⑻　「天然」、「自然」又はこれらに類する用語 「天然」、「自然」又はこれらに類する用語は、「天然塩」、「自然塩」等、塩を直接修飾する表現として使用することはできない。ただし、塩を直接修飾しない表現として使用する場合についてはこの限りではない。	⑸　「天然」、「自然」又はこれらに類する用語 「天然」、「自然」又はこれらに類する用語は、「天然塩」、「自然塩」等、塩を直接修飾する表現として使用することはできない。ただし、塩を直接修飾しない表現として使用する場合についてはこの限りではない。
⑼　「特級」、「特選」又はこれらに類する用語 「特級」、「特選」又はこれらに類する用語は、当該商品を製造する事業者が当該商品と同種の商品を販売している場合において、当該商品の品質、製造方法等が当該商品と同種の商品に比べて特に優れていることを合理的根拠をもって説明できる場合に限り表示することができる。	⑹　「特級」、「特選」又はこれらに類する用語 「特級」、「特選」又はこれらに類する用語は、当該商品を製造する事業者が当該商品と同種の商品を販売している場合において、当該商品の品質、製造方法等が当該商品と同種の商品に比べて特に優れていることを合理的根拠をもって説明できる場合に限り表示することができる。

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示の日から施行する。ただし、第四条第一項第四号の規定は、告示の日から起算して二年を経過した日から施行する。

○国家公安委員会告示第十一号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）附則第三項の規定による提出をした法人から、名称の変更の届出があったので、同規則第四条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司